

Q&A（よくあるお問い合わせ）

Q1 なぜ申請時に「洪水浸水被害に対する安全上及び避難上の対策」を求めるのか。

→ 近年自然災害が頻発化し、災害リスクの高いエリアでの開発行為について厳格化されているため対策を求めることがあります。

Q2 なぜ添付が必要な申請は法第34条第14号及び法第34条第11号の案件だけなのか。

→ 法第34条第14号及び法第34条第11号に係る開発申請においては、市街化を抑制する調整区域において、内容を審査したうえで開発許可を行っていることから対象としています。

Q3 開発許可（法第29条第1項又は第2項）にだけ申請様式（様式例41、40）を添付したのでよいか。

→ 開発許可だけでなく、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請（法第43条第1項）についても、添付をお願いします。

Q4 なぜ対策が必要な区域が想定浸水深3.0m以上の浸水区域なのか。

→ 想定浸水深については、一般的な家屋の2階の床面に浸水するおそれがある水深3.0mを目安としています。

Q5 申請地の一部のみが想定浸水深3.0m以上の浸水区域に含まれている場合は避難計画書の添付は必要ないか。

→ 一部でも開発申請区域に想定浸水深3.0m以上の区域が含まれていれば避難計画書の添付が必要となります。

Q6 浸水想定区域図の縮尺が大きく分かりにくいため、申請地が想定浸水深3.0m以上の浸水区域に含まれているか判断できない。

→ 浸水想定区域図は50m間隔での表示のため、境界の詳細が不

明である場合は、安全を確保するためにも避難計画書の添付をお願いします。

Q7 浸水深以上の居住スペースの確保とは。

→ 開発予定の建築物について、想定浸水深（T.P.）以上の高さに居室を有する設計である場合です。

Q8 避難計画書の避難先、避難方法、避難経路、避難時期の決まり（基準）はあるか。

→ 避難先は想定浸水深 3.0m以下の区域または、想定浸水深以上に居住スペースがある建物になります。各種ハザードマップ等を参考に、避難方法・経路・時期も実際の避難を想定し記入をお願いします。

Q9 なぜ法第34条第14号の申請の場合洪水浸水想定区域だけなのか。津波浸水想定区域や高潮浸水想定区域は対象外でいいのか。

→ 現時点では開発許可において申請していただくのは国の助言に基づき洪水浸水想定区域だけを対象としておりますが、今後津波浸水想定区域や高潮浸水想定区域も対象となる可能性はあります。

Q10 なぜ申請にあたり、蒼社川と浅川など複数の浸水区域図を確認する必要があるのか。

→ 浸水想定区域については、各河川により被害想定が異なることから申請地それぞれの河川において確認をお願いします。

Q11 開発許可申請者と居住者が異なる場合はどうするのか。

→ 開発許可申請者から居住者へ避難計画書の確実な引継ぎ（説明）をお願いします。

Q12 高潮浸水想定区域は海岸数が多くどのように確認したらいいのか

→ 高潮浸水想定区域のうち想定浸水深 3.0m以上のエリアを「今

治市ホームページ内の「今治市地図情報サイト いまバリイまっぷ（表示テーマ：開発許可）」に掲載しています。画面表示レイヤーの切り替えにより高潮浸水区域の確認ができます。
(※最新の高潮浸水想定区域は愛媛県のホームページをご確認ください。)

Q13 申請地が想定浸水深 3.0 m未満の区域では、申請様式(様式 例 40、41)を添付する必要はないのでは。

→災害リスクを 低減 させるため 、申請地が 災害時にどのような被害が想定される 土地であるかを知っていただくことが重要であると考えておりますので 、申請様式 41 (記載例 B)若しくは申請様式 40 (記載例 b)の添付をお願いします。また、洪水浸水想定区域で想定浸水深 3.0 m未満であることだけで、安全であるわけではありませんので、市の地域防災計画、各種ハザードマップ等もご確認下さい。